

高畠町再犯防止推進計画

計画期間

令和8年度～令和12年度



令和8年3月
山形県高畠町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景（国・県の動き）	
2. 計画策定の目的	
3. 計画の位置付け	
4. 計画の期間	
第2章 高島町における再犯防止を取り巻く状況	2
1. 犯罪に関する状況	
2. 再犯の防止に関する状況	
（1）高島町における保護司及び更生保護女性会会員の状況	
（2）高島町における協力雇用主（協力事業主）の状況	
（3）刑務所出所時に帰住先がない人の状況	
第3章 取組方針と重点項目	6
1. 取組方針	
2. 重点項目	
第4章 施策の展開	7
1. 就労・住居確保の支援	7
（1）就労の支援	
（2）住居確保の支援	
2. 保健医療・福祉サービスの利用促進	9
（1）高齢者や障がいのある人への支援	
（2）依存を有している人への支援	
3. 学校等と連携した修学の支援と非行の防止	11
（1）修学の支援	
（2）非行の防止	
4. 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	14
第5章 計画の推進体制	16
資料編	17
1. 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）	
2. 高島町再犯防止推進計画策定委員会設置規程	
3. 用語集	

1. 計画策定の背景（国・県の動き）

警察庁が令和7年8月に発表した「令和6年の刑法犯に関する統計資料」によると、刑法犯の認知件数は平成14年をピークに減少傾向にありましたが、令和4年より増加傾向にあります。また、「令和6年版再犯防止推進白書」によると、検挙人員に占める再犯者の割合である再犯者率について、令和5年は47%と約半数が再犯者となっており、再犯防止対策は極めて重要な課題となっています。満期釈放者をはじめ、犯罪をした者等は立ち直りに向けた様々な課題を抱えており、長期間にわたる支援が必要です。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、公共団体に対して国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施する責務を有すること等が明示されました。

国では、平成29年12月に再犯防止推進法に基づき、「再犯防止推進計画」（第一次）が閣議決定され、これを受けて、山形県においても令和3年3月に「山形県再犯防止推進計画」が策定されました。また、令和5年3月には第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、県でも「第二次山形県再犯防止推進計画」が令和8年度からの計画期間に向けて策定中であります。

2. 計画の目的

安全で安心して暮らせる社会を実現するために、地域の理解や協力を得ながら、犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく生活の安定が図られるよう、対象者個々の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を推進することを目的として「高畠町再犯防止推進計画」を策定します。

3. 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画として、国の第二次再犯防止推進計画と山形県再犯防止推進計画を勘案し策定します。

4. 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章

高畠町における再犯防止を取り巻く状況

1. 犯罪に関する状況

南陽警察署管内における過去5年間（令和2年から令和6年）の罪種別検挙人員数は、下表のとおりです。

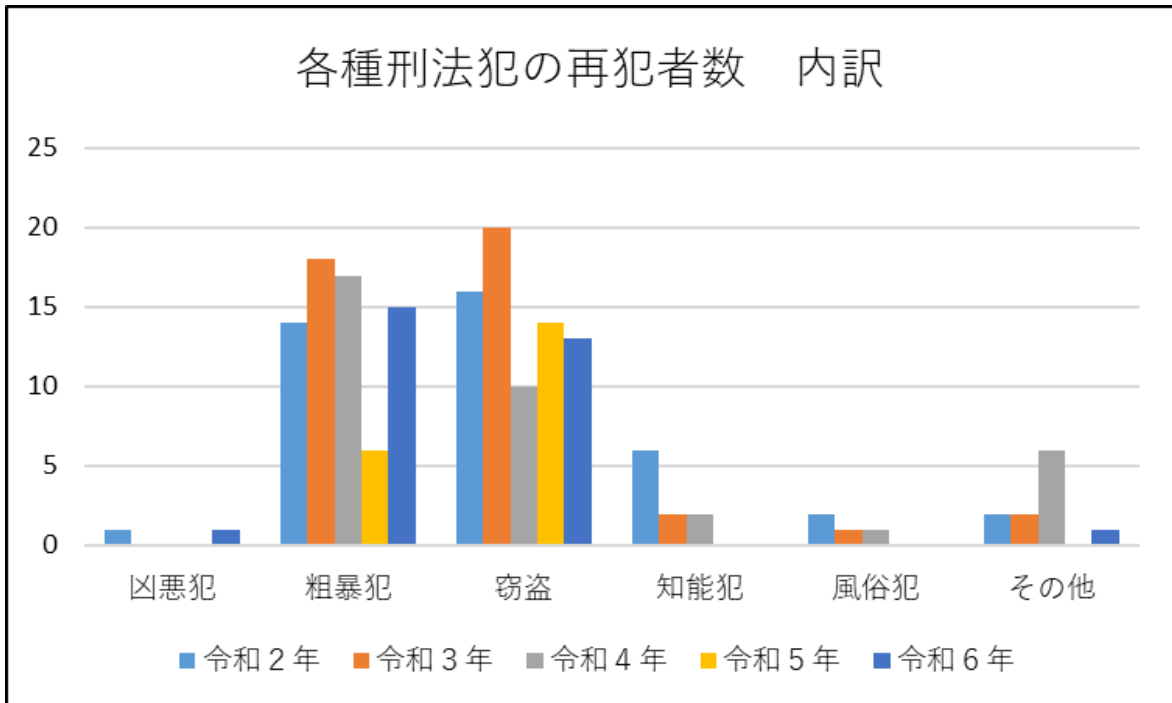
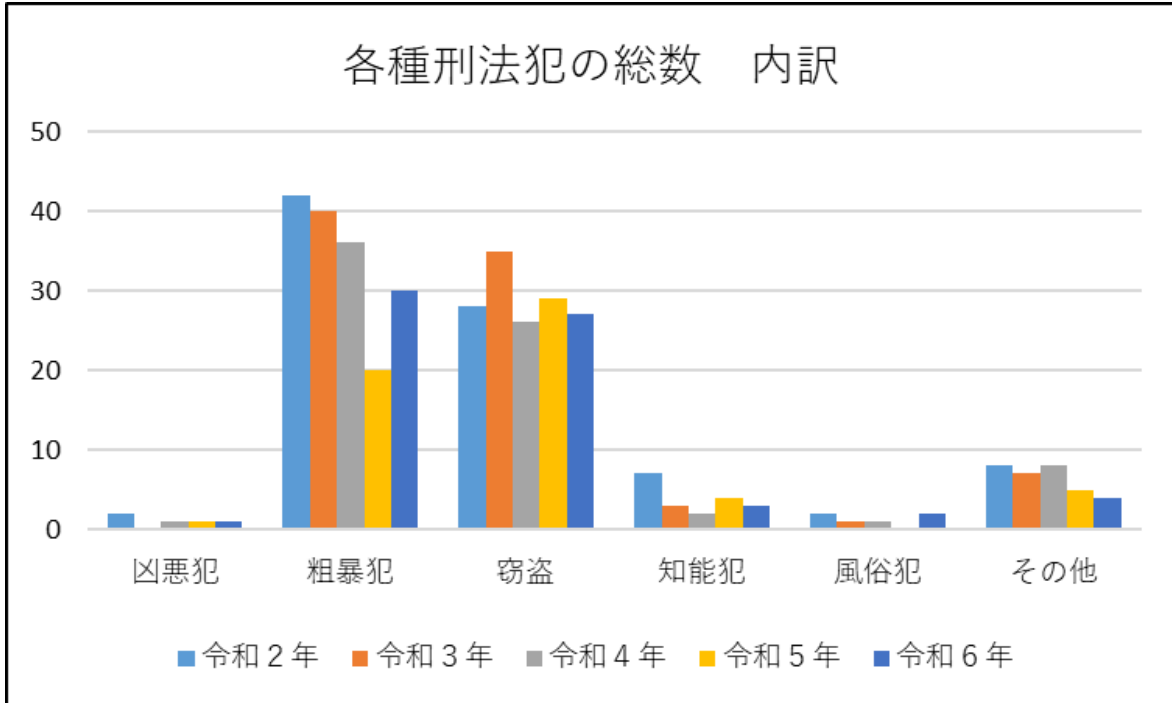
◎ 南陽署_過去5年・R7年9月末暫定値_検挙人員_被疑者年齢別_刑法犯・特法半検挙者の再犯者数及び再犯者率

罪種別検挙人員	総数	初犯者	再犯者	再犯者率(%)	犯行時の年齢別(歳)							
					14~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65以上	
令和2年	刑法犯総数	89	57	41	46.1	4	7	5	6	8	1	10
	凶悪犯	2	1	1	50.0				1			
	粗暴犯	42	28	14	33.3	1	2	4	1	5		1
	窃盗	28	21	16	57.1	1	2	1	1	2		9
	知能犯	7	1	6	85.7	2	2		1		1	
	風俗犯	2		2	100.0		1		1			
	その他の刑法犯	8	6	2	25.0				1	1		
	大麻取締法(麻向法)	1		1	100.0		1					
	覚せい剤取締法	5	3	2	40.0		1					1
令和3年	刑法犯総数	86	43	43	50.0	3	6	8	4	7	2	13
	凶悪犯											
	粗暴犯	40	22	18	45.0		4	4	1	3	2	4
	窃盗	35	15	20	57.1	2		4	3	3		8
	知能犯	3	1	2	66.7		1					1
	風俗犯	1		1	100.0		1					
	その他の刑法犯	7	5	2	28.6	1				1		
	大麻取締法(麻向法)	3	2	1	33.3			1				
	覚せい剤取締法	1		1	100.0			1				
令和4年	刑法犯総数	74	38	36	48.6	2	3	8	5	4	3	11
	凶悪犯	1	1									
	粗暴犯	36	19	17	47.2		3	6	3	1	1	3
	窃盗	26	16	10	38.5				1	1	2	6
	知能犯	2		2	100.0				1	1		
	風俗犯	1		1	100.0							1
	その他の刑法犯	8	2	6	75.0	2		2		1		1
	大麻取締法(麻向法)	1		1	100.0				1			
	覚せい剤取締法	1		1	100.0				1			
令和5年	刑法犯総数	59	39	20	33.9	1	3	4	4		3	5
	凶悪犯	1	1									
	粗暴犯	20	14	6	30.0			2	2		1	1
	窃盗	29	15	14	48.3	1	3	2	2		2	4
	知能犯	4	4									
	風俗犯											
	その他の刑法犯	5	5									
	大麻取締法(麻向法)	1		1	100.0		1					
	覚せい剤取締法	1		1	100.0		1					
令和6年	刑法犯総数	67	37	30	44.8	2	4	8	1	7		8
	凶悪犯	1		1	100.0			1				
	粗暴犯	30	15	15	50.0	1	2	5	1	3		3
	窃盗	27	14	13	48.1		2	2		4		5
	知能犯	3	3									
	風俗犯	2	2									
	その他の刑法犯	4	3	1	25.0	1						
	大麻取締法(麻向法)											
	覚せい剤取締法											

※再犯者とは刑法犯・特法犯問わず、前科・前歴を有する被疑者をいう。

南陽警察署管内の罪種別検挙人員数を見ると、暴行、傷害、脅迫等の粗暴犯が最も多く、次いで空巢、万引き等の窃盗が多く、殺人、強盗、放火等の凶悪犯や、わいせつをはじめとした風俗犯は少ない傾向にあります。

また、再犯者数についても粗暴犯と窃盗が多い状況です。



2. 再犯の防止に関する状況

(1) 高畠町における保護司及び更生保護女性会会員の状況

令和6年度の高畠町における保護司数は15人で、定員17人に対し、充足率は88.2%となっており、定員に満たない状況が続いています。

更生保護女性会については、年々増加傾向の現状にあります。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保護司(人)	14	15	15
更生保護女性会(人)	53	56	58

(2) 高畠町における協力事業主（協力雇用主）※1の状況

令和6年度の高畠町における協力事業主は9社であり、令和4年度から6年度で実際に雇用している協力事業主はなく、就労者もいませんでした。

山形県においては426社で令和4年度と比較すると14社の増となっております。

各10月1日時点

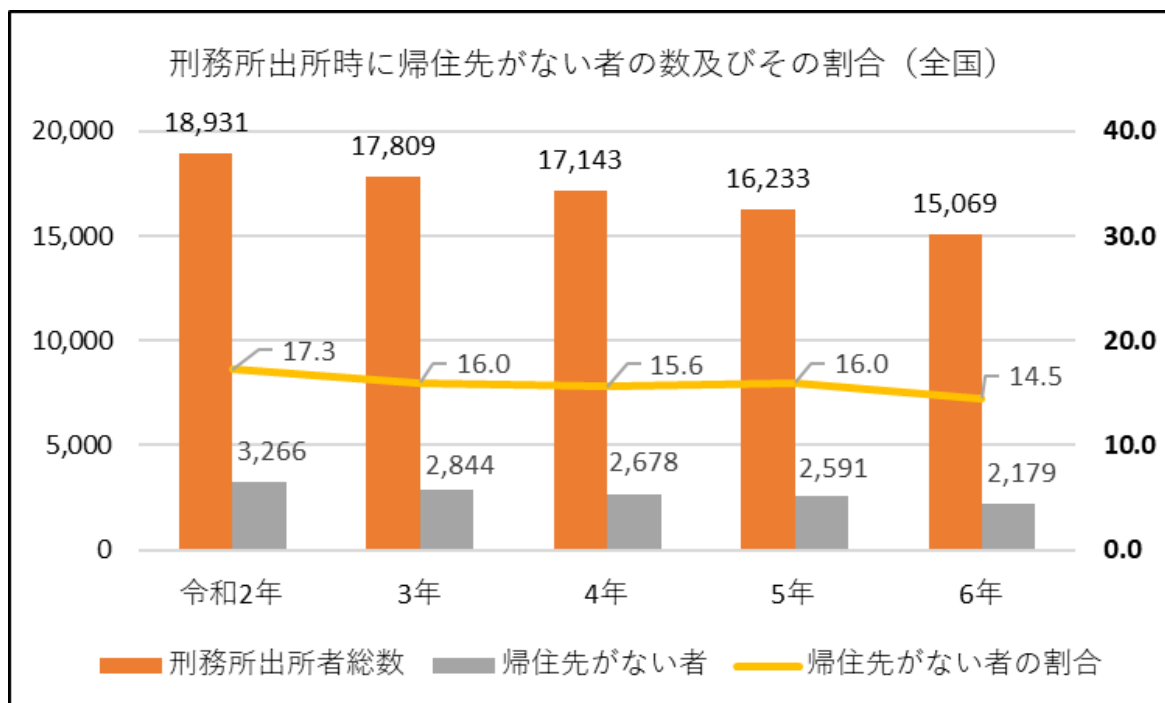
	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	県	町	県	町	県	町
協力事業主数(社)	412	9	422	9	426	9
雇用している 協力事業主数(社)	6	0	4	0	6	0
協力事業主への 就労者数(人)	7	0	4	0	6	0

*山形保護観察所より情報提供

※1 「協力事業主（協力雇用主）」は以下「協力事業主」という。

(3) 刑務所出所時に帰住先がない人の状況

令和6年に全国において、刑務所出所者総数に対して帰住先がない者の割合は14.5%で減少傾向にあります。人数にすると2,179人と多くの人が帰住先がないまま刑務所から出所している現状です。



*法務省 矯正統計表を基に作成

1. 取組方針

犯罪をした者等の中には、安定した就労先や住居がない人、高齢者、障がい者、生活困窮者といった福祉的な支援が必要な人や、厳しい生育環境にあった人など、様々な支援を必要とする人がいます。

このような人たちが円滑に社会復帰を果たし、再び罪を犯さないようにするためには、自身の努力はもとより、地域の理解も必要となります。国や県の再犯防止推進計画および当町の現状を踏まえ、支援を必要としている人に必要な行政サービス等が提供できるような取組みを展開します。

2. 重点項目

本計画では、国および山形県の再犯防止推進計画を勘案し、取組方針にしたがって、次の4つの重点項目を掲げ、それぞれの重点項目に対応した各施策を実施し、本計画を推進します。

- 1 就労・住居確保の支援
- 2 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 3 学校等と連携した修学の支援と非行の防止
- 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

1. 就労・住居確保の支援

(1) 就労の支援

◆現状と課題

犯罪をした者等が就労先を探す場合は、罪を犯した過去や、就労に当たって必要な知識や資格等を有していないことも多く、円滑に進まないことがあります。また、地域企業の理解や協力も不可欠となっており、さらなる雇用の受け入れ先の確保に努める必要があります。

◆施策

就労が可能でありながら様々な要因により就労につながらない者等に、既存の施策・制度の活用を含め、保護司会や協力事業主会等との連携により、状況に応じた就労の支援を行います。

◆具体的な取組み

○生活困窮者等就労困難者への支援【社会福祉協議会】

複合的な課題の生活支援も組み合わせ、ハローワークや就労関係機関と連携し、就労に向けた支援を行います。

○シルバー人材センターへの支援【商工観光課】

高齢であっても就労による社会貢献ができる場として、シルバー人材センターを支援します。

○求人状況の情報提供【商工観光課】

新規求人について、一覧表にしたデータを毎週庁舎カウンターに設置し、求職者へ情報提供を行います。

○就職支援事業（県事業）【商工観光課】

就職や職場定着等を支援する「若者就職支援センター」、生活支援から職業紹介までをワンストップで総合的に支援する「トータル・ジョブサポート」、若者の職業的自立を支援する「地域若者サポートステーション」と連携し、困難を有する若者から生活困窮者まで幅広く社会復帰を支援します。

○協力事業主の確保【町民課】

犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する協力事業主を確保するため、山形保護観察所、高畠町保護司会（東置賜地区保護司会高畠町分会）※²、高畠町更生保護協力事業主会（東置賜地区協力事業主会）※³と共に推進していきます。

（２）住居確保の支援

◆現状と課題

国の第二次再犯防止推進計画によると、依然として、刑務所等からの満期釈放者のうち約４割は適当な帰住先が確保されないまま出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるという実情を踏まえ、住居の確保のための支援が必要です。

◆施策

多様な生活実態に配慮した、居住の安定が図れるよう支援を行います。

◆具体的な取組み

○生活保護制度（住宅扶助）【福祉課】

生活保護制度の住宅扶助に必要な情報提供を行います。

○住宅確保給付金支給申請【社会福祉協議会】

離職等で住居を喪失した方や、住居を喪失するおそれのある方の家賃相当分等の給付金支給申請を行い、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

○町営住宅への公平な入居機会の確保【建設課】

公営住宅法及び高畠町営住宅条例に基づき、公正かつ公平に住宅困窮者に対し、低廉な家賃で住まいの提供を努めます。

※² 「高畠町保護司会（東置賜地区保護司会高畠町分会）」は以下「高畠町保護司会」という。

※³ 「高畠町更生保護協力事業主会（東置賜地区協力事業主会）」は以下「高畠町更生保護協力事業主会」という。

2. 保健医療・福祉サービスの利用促進

(1) 高齢者や障がいのある人への支援

◆現状と課題

国の第二次再犯防止推進計画によると、出所受刑者のうち高齢者の2年以内の再入率は他の世代に比べて高く、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

また、犯罪をした者等の中には、本来保健医療や福祉サービスを受けることができたにもかかわらず、手続きを行わなかったために適切な支援を受けられず、その結果として再犯に至ることも考えられます。

そのため、関連機関が連携して必要とするサービスの提供を調整することにより、犯罪をした者等が社会生活のなかで自立し地域社会に復帰につながることを期待されます。

◆施策

対象者からの相談があった場合に、その内容に応じた福祉サービスを適切に提供できる体制を構築します。

また、犯罪をした者等が高齢者や障がい者である場合でも、日常生活で必要とするサービス等の支援が分け隔てなく受けられるよう努めます。

◆具体的な取組み

○障がい者相談支援【福祉課】

障がい者など福祉に関する問題を抱えた方の相談に応じ、障がい福祉サービスの利用支援や必要な情報提供を行います。

○認知症初期集中支援チーム【福祉課】

40歳以上で認知症の適切な医療や介護に結び付いていない方を対象に、専門職チームが医療や適切なケアを早期に受けられるよう支援します。

○認知症カフェ【福祉課】

認知症の人の家族の介護負担軽減や認知症の人とその家族の方の集いの場、地域の支援者の情報交換、気軽に相談ができる場として、「おれんじカフェとこしえ」「オレンジカフェはとぼっぼ」を定期的開設します。

○認知症サポーター養成講座【福祉課】

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーターの養成講座を開催しています。

○包括的支援事業 高齢者総合相談支援・権利擁護事業【福祉課】

高齢者本人や家族、地域住民等からの相談に応じて、課題解決のために介護保険サービス・地域支援事業の利用や必要な機関につなげる支援を行います。また、高齢者虐待への対応や成年後見制度等の利用について関係機関と連携をとりながら支援します。

○成年後見制度利用支援事業【福祉課】

判断能力が不十分となった認知症高齢者等の財産管理や身上監護における必要な保護を図るための成年後見制度の広報及び活用の支援を行います。

○精神保健福祉相談（県事業）【福祉課】

県の精神保健福祉センターでは、精神科医師、精神保健福祉士、保健師等による電話相談を行います。また、お酒の問題で悩んでいる家族に対して、アルコール関連家族相談やアルコール家族ミーティングを実施します。山形県精神保健福祉センターの依存症相談会や自助グループ等を周知します。

○高齢者支援事業・障がい者支援事業【福祉課】

山形県地域生活定着支援センター、山形保護観察所や関係機関と連携し、犯罪や非行をした障がい者及び高齢者で福祉的な支援が必要な人に対し、適切な福祉サービス等を迅速に提供できるよう、対象者の情報等について共有を図ります。

(2) 依存を有している人への支援

◆現状と課題

全国の薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた人の数及びその割合は令和5年度において9,692人中879人(9.1%)でした。(「令和6年度版再犯防止推進白書より引用)。近年は減少傾向にありましたが、令和4年度の8,100人中481人(5.9%)から大幅に増加しております。薬物依存以外にも、アルコール依存やギャンブル依存等様々な依存症がありますが、依存を有する人は心理的な問題を抱えていることが多く、自分の意思で止めることができなくなってしまいます。

今後も薬物依存症の相談支援窓口や治療・支援等を提供する保健・医療機関の体制について広く周知する必要があります。

◆施策

依存から立ち直ろうとする人に対して相談及び支援を行うとともに、適切な情報提供に努めます。

また、薬物乱用を許容しない環境づくりが最大の再犯防止策であることから、危険性や有害性等効果的な広報・啓発を実施します。

◆具体的な取組み

○精神保健福祉相談（県事業）（再掲）【福祉課】

県の精神保健福祉センターでは、精神科医師、精神保健福祉士、保健師等による電話相談を行います。また、お酒の問題で悩んでいる家族に対して、アルコール関連家族相談やアルコール家族ミーティングを実施します。山形県精神保健福祉センターの依存症相談会や自助グループ等を周知します。

○薬物乱用防止に関する周知啓発活動【健康子育て課】

薬物乱用の弊害等について周知啓発に努めます。

○薬物乱用防止教室【教育総務課】

小学校・中学校に、薬物乱用による心身及び社会への影響等について、学校薬剤師や南陽警察署からの協力を得て、薬物乱用防止教室を実施します。

3. 学校等と連携した修学の支援と非行の防止

（1）修学の支援

◆現状と課題

令和5年において全国の少年院出院者のうち、進学及び中学校、高等学校、大学等への復学が決定した割合は6.3%でした。（「令和6年度版犯罪白書」より引用）修学の間から離れることを未然に防ぐためには、児童・生徒に対する学校生活においてのサポートや相談窓口を設けるなど、支援体制の整備が重要となります。

また、犯罪をした者等に対しても、学習の継続や進学等のための支援を充実させる必要があります。

◆施策

児童・生徒に対し学校生活における様々なサポートや相談窓口を設置します。また、教育や子育て、進路等に悩んだときに相談ができる体制を整備し、相談内容に応じて必要なサービス等を適宜提供できる体制の構築を行います。

◆具体的な取組み

○SOSの出し方・受け止め方に関する教育【福祉課】

適切な援助希求行動（身近にいる、信頼できる大人にSOSを出す）ができるように、町内小中学校の児童生徒、ひいては高校生へのSOSの出し方教育を実施します。また、児童生徒のSOSを受け止め、支援ができるように身近な大人（教員や保護者など）を対象にSOSの受け止め方教育を実施します。

○ひとり親家庭等生活支援事業【健康子育て課】

子ども家庭支援コーディネーターによる相談等を行います。

○こどもの生活・学習支援事業【健康子育て課】

ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得及び学習習慣の定着等を目的とした学習支援を行う場を運営します。

○スクールカウンセラーの配置（県事業）【教育総務課】

教育相談を必要とする生徒に対して、相談体制の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置します。

○エリアカウンセラーの配置（県事業）【教育総務課】

学校のスクールカウンセラーのアドバイザーとしてエリアカウンセラーを配置し、カウンセリングの充実と課題解決を図ります。

○教育相談支援員の配置による児童生徒への学校生活サポート【教育総務課】

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の学校生活の支援を行うため、教育相談支援員を配置します。

○教育支援センターの開設【教育総務課】

学校に行きにくい児童・生徒の学習の場を保障するため、教育支援センター「ぼけっと」を開設し、主任教育支援員が個別の学習支援を行います。

○小中学校における教育相談に関わる会議の実施【教育総務課】

小学校では「子どもを語る会」、中学校では「教育相談担当者会」を毎週開催し、児童生徒理解を丁寧に行うとともに、組織で対応する体制を整えることで、児童生徒に寄り添った具体的なサポートの方向性を検討します。

○スクールソーシャルワークコーディネーター（SSWC）の配置【教育総務課】

スクールソーシャルワークコーディネーターを配置し、教育面や福祉面における支援の在り方を整理し、様々な機関と連携を図りながら児童生徒や家庭への支援を行います。

(2) 非行の防止

◆現状と課題

非行を行う背景には、学校での不適応、地域社会の希薄化、友人関係、貧困や虐待等様々な要因が複合的に生じているためと考えられます。また、国の第二次再犯防止推進計画によると、全国の高等学校進学率は98.8%ですが、入所受刑者の33.8%、少年院入院者の24.4%は高等学校に進学していない状況です。

非行の未然防止や青少年の健全育成のため、また非行や犯罪に陥った少年が立ち直り社会復帰を果たすために、学校、家庭、地域等が連携した支援等が必要となります。

◆施策

非行を生まない地域社会の実現に向けて、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支える取組みを行います。

◆具体的な取組み

○「社会を明るくする運動」の推進【町民課】

犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への地域の理解を深めていただくため、毎年7月の強調月間を中心として、社会を明るくする運動を推進します。

○SOSの出し方・受け止め方に関する教育（再掲）【福祉課】

適切な援助希求行動（身近にいる、信頼できる大人にSOSを出す）ができるように、市内小中学校の児童生徒、ひいては高校生へのSOSの出し方教育を実施します。また、児童生徒のSOSを受け止め、支援ができるように身近な大人（教員や保護者など）を対象にSOSの受け止め方教育を実施します。

○放課後児童クラブ推進事業【健康子育て課】

放課後等における小学生の健全な育成並びに保護者の就労支援を図るため、町内に7つのクラブを設置します。

○防犯ポスター・標語の募集（南陽地区防犯協会連合会事業）【町民課】

高畠町、南陽市の小中高生より、ポスター・標語の募集を行い、犯罪の予防や地域住民の防犯意識の向上を図ります。

○薬物乱用防止教室（再掲）【教育総務課】

小学校・中学校に、薬物乱用による心身及び社会への影響等について、学校薬剤師や南陽警察署からの協力を得て、薬物乱用防止教室を実施します。

○学校生活アンケート【教育総務課】

小中学校を対象とし、いじめの早期発見・即時対応のため、年に複数回、学校生活アンケートを行い、問題の早期発見や、教育相談による問題解決に繋がります。

- 教育相談支援員の配置による児童生徒への学校生活サポート（再掲）【教育総務課】
通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の学校生活の支援を行うため、教育相談支援員を配置します。
- いじめ・不登校状況調査【教育総務課】
小学校・中学校において毎月いじめや不登校の状況調査を行い、児童・生徒の抱える悩みや問題の早期発見、早期解決に繋がります。
- ネットトラブル防止に関わる講話【教育総務課】
小学校・中学校において、児童生徒がネットトラブルの加害者や被害者にならないよう、講師を招いてネットトラブル防止教室を開催します。
- 青少年健全育成事業【社会教育課】
少年の非行防止のため、青少年健全育成町民会議を中心に、関係団体と連携しながら、声かけによる街頭啓発・有害図書調査等の環境浄化活動や啓発活動を実施し、青少年が健全に成長できる環境づくりに努めます。
- 「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動の推進（県事業）【社会教育課】
山形県と連携し、学校、家庭、地域が一体となっていじめ・非行を許さない社会づくりを推進するため、啓発活動やいじめ防止標語の募集等を実施します。

4. 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

◆現状と課題

再犯防止や更生保護などの立ち直り支援活動は、保護司や更生保護女性会、協力事業主会、BBS会をはじめとする民間ボランティアの協力により支えられています。

犯罪をした者等は、相談できる相手がいなく、社会から孤立してしまう場合もあるため、こうした民間協力者による取り組みは再犯防止を推進するうえで欠くことのできない存在であり、大きな役割を果たしています。

民間協力者には、「社会を明るくする運動」をはじめとする広報・啓発活動にも協力をいただいておりますが、担い手不足や高齢化といった課題もあるため、民間協力者への活動支援と、再犯防止や更生保護に関する取組みの周知及び理解促進を図る必要があります。

◆施策

民間協力者への支援及び連携により、犯罪をした者等の立ち直りを支えるとともに、広報・啓発活動の推進や「社会を明るくする運動」に対する支援等により、犯罪・非行の防止と犯罪をした者等の更生について地域の理解促進に努めます。

◆具体的な取組み

○保護司会への支援【町民課】

更生保護事業と犯罪予防活動の進展に寄与することを目的とし、高畠町保護司会の事業運営に係る補助金を交付し、地域の再犯防止活動を支援します。

保護司の人材確保を支援するため、また保護司の活動を理解してもらうため、民間企業及び町職員に対して広報・啓発などの取組みを行います。

保護司と保護観察対象者等との面接場所を確保します。

○更生保護女性会への支援【町民課】

女性の立場から地域の犯罪予防と更生保護事業に協力し、犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とし、高畠町更生保護女性会の事業運営に係る補助金を交付し、地域の再犯防止活動を支援します。

○「社会を明るくする運動」の推進（再掲）【町民課】

犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への地域の理解を深めていただくため、毎年7月の強調月間を中心として、社会を明るくする運動を推進します。

○高畠町防犯協会への支援【町民課】

安全で安心な社会の実現を目的として設立されている高畠町防犯協会の事業運営に係る負担金を交付し、地域安全活動などの推進を支援します。

本計画は、庁内関係各課による「再犯防止推進計画庁内検討会」及び関係機関による「高島町再犯防止推進計画策定委員会」を組織し、意見聴取を行いながら策定を進めてまいりました。

本計画が定める4つの重点項目の施策は、更生保護をはじめ、高齢、障がい、住宅、雇用、教育など幅広い分野にわたっています。

犯罪をした者等の再犯を防止し、地域社会の一員として復帰できるよう、行政機関や民間団体等と連携、協力のもと、情報交換、情報共有を行い、再犯防止に係る施策を推進します。

◆高島町再犯防止推進計画策定委員会

国	山形保護観察所
県	山形県南陽警察署
民間団体等	高島町保護司会
	高島町更生保護女性会
	山形県地域生活定着支援センター
	高島町更生保護協力事業主会
	高島町社会福祉協議会
町	高島町町民課

◆再犯防止推進計画庁内検討会

福祉課・健康子育て課・商工観光課・建設課・教育総務課・社会教育課・町民課

1. 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
 - 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。
(地方再犯防止推進計画)
- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 高畠町再犯防止推進計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第24条の規定に基づき、高畠町における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、高畠町再犯防止推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高畠町再犯防止推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯の防止等を推進するために必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は10人以内とし、別表に掲げる関係機関及び団体に属する者その他町長が必要と認める者を、町長が委嘱する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は、副町長をもって充てる。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長はその議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員及び委員であった者は、会議を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	関係機関及び団体
国関係	山形保護観察所
県関係	南陽警察署
更生保護団体	高畠町保護司会
	高畠町更生保護女性会
関係団体	山形県地域生活定着支援センター
	高畠町更生保護協力事業主会
	高畠町社会福祉協議会
町	高畠町町民課

3. 用語集

【か行】

○帰住先

刑務所や拘置所、少年院に収容されている者が釈放・出院となった後に一定期間居住する予定の住居の所在地をいう。

○凶悪犯

刑法犯のうち、殺人・強盗・放火・不同意性交等の犯罪をいう。

○協力事業主（協力雇用主）

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解したうえで雇用し、立ち直りを支える民間の事業主のこと。

○刑法犯

刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。

○検挙人員

警察等の捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し検挙に至った被疑者の数をいう。

○更生保護施設

刑務所などの矯正施設から出所をした人や保護観察中の人で、住居や頼れる人がない等の理由でただちに自立することが難しい場合に、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を行いその更生を支援する施設のこと。

○更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体のこと。

【さ行】

○再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動のこと。

○少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育や社会復帰支援等を行う施設のこと。

○スクールソーシャルワークコーディネーター（SSWC）

家庭や学校で子どもが抱える困難について、福祉的な視点に立ち、保護者・学校・関係機関等と協力しながら解決を支援し、安心して学校生活を送ることができるように働きかける専門家のこと。

○粗暴犯

刑法犯のうち、暴行・傷害・脅迫・恐喝等の犯罪をいう。

【た行】

○地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、刑務所などの矯正施設や保護観察所及び地域の福祉等の関係機関と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。

○知能犯

刑法犯のうち、詐欺・横領・偽造・汚職等の犯罪をいう。

【な行】

○認知件数

犯罪について、被害の届出、告訴、告発、その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数のこと。

【は行】

○BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体のこと。
BBSはBig Brother and Sisters Movementの略称。

○風俗犯

刑法犯のうち、賭博・わいせつ等の犯罪をいう。

○保護観察

犯罪をした者等が実社会でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うこと。

○保護観察所

保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関。各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置されている。

○保護司

犯罪を犯した者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施や犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

【ま行】

○満期釈放

刑期を満了し釈放されること。

【や行】

○薬物事犯者

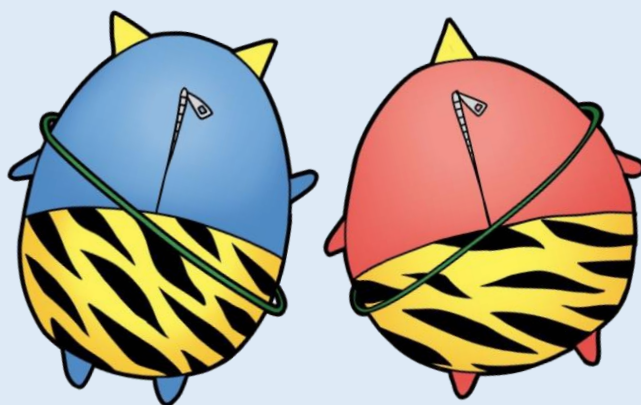
麻薬及び精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した者のことをいう。

高畠町マスコットキャラクター



「たかっき」

「はたっき」



高畠町再犯防止推進計画

令和8年3月発行

発行 高畠町
〒992-0392
山形県東置賜郡高畠町大字高畠436
TEL 0238-52-1111 (代表)
FAX 0238-52-1543
編集 高畠町 町民課